

広島県告示第二百三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和八年三月十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 処分をした年月日

令和八年三月六日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社宇都宮工業

呉市焼山松ヶ丘二丁目四番一八号

代表取締役 宇都宮 慧

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般一六）第三九三〇二号

四 処分の内容

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和八年一月八日広島県告示第十二号によりその事実を公告したが、当該公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

六 教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、広島県を被告として（訴訟において広島県を代表する者は広島県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる。

3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して一年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。